

医療補助金請求に関するQ & A

「医療補助金請求」について多く寄せられる質問とその回答をまとめてみました。ご参考にしていただければと思います。



Q 1 医療補助金の給付額がよくわかりません。

【① 計算方法】

病院の窓口や、院外薬局等の月ごとの自己負担額の合計から、3,000 円を控除した額の6割が給付額になります。

銀行口座へは、給付総額から振込手数料を引いた額を送金します。

| 月 | 窓口で支払った額 | | | | 給付額 |
|----|----------|--------|-------|---------|----------|
| | A病院 | B歯科 | C薬局 | 月合計 | |
| 4 | 14,700 | 2,580 | 2,880 | 20,160 | → 10,296 |
| 6 | 8,640 | | 1,560 | 10,200 | → 4,320 |
| 9 | 57,600 | | | 57,600 | → 32,760 |
| 11 | | 2,730 | | 2,730 | → 0 |
| 1 | 24,720 | 4,380 | 3,720 | 32,820 | → 17,892 |
| 3 | 12,960 | 1,440 | 1,560 | 15,960 | → 7,776 |
| 計 | 118,620 | 11,130 | 9,720 | 139,470 | 73,044 |

☆医療補助金の給付は、自己負担額が高額になるほど、その負担軽減につながります。

【② 受給資格配偶者】

会員と同じように給付を終身受けることができます。給付額は、それぞれで計算しますので、医療補助金請求書は、会員と受給資格配偶者に分けて提出してください。

Q 2 次の場合、医療補助金が給付されますか。

【① 院外薬局の薬代】

保険適用の薬代は、給付対象です。この場合は、病院とは別に、その薬局で医療補助金請求書に証明してもらってください。

【② 歯の治療】

歯の治療は、保険診療による医療費は給付の対象になります。インプラント手術など、保険適用外の治療は、給付対象になりません。

【③ 健康診断・人間ドック】

健康診断や人間ドックは対象外です。ただし、健康診断等で要再検になった場合の医療費について、保険診療によるものは給付対象になります。

【④ 医療補助金請求書の文書料】

保険適用外ですので、給付対象なりません。

【⑤ 入院時の特別室使用料】

保険適用外ですので、給付対象なりません。

【⑥ 義足等】

保険適用であれば対象です。ただし、領収書といっしょに、義足等の使用を指示した医療機関の意見書（理由書）の添付が必要です。この場合の領収書等は、コピーでもOKです。

Q 3 領収書の添付について教えてください。

【① 添付のしかた】

医療補助金請求書の裏面に記載のある病院に限って領収書の添付が必要です。

のりづけをせず、退教互事務局で確認しやすいようにまとめ、提出してください。

またこの場合も「医療補助金請求書」は必要です。「本人記入」欄と「請求者氏名」欄のみ記入（「医療機関記入」欄は未記入）し、領収書といっしょに提出してください。

【② 領収書のコピー】

添付の領収書は、原寸大で鮮明に印刷されているものであれば、コピーでもOKになりました。

領収書原本を送付いただいても、返却できませんのでご了承ください。

Q 4 医療補助金を請求できる期間を確認したいです。

【① 給付対象になる期間】

退教互事務局に「医療補助金請求書」が届いた月の1年前の同じ月から有効です。例えば、退教互事務局に8月に届いた「医療補助金請求書」は、1年前の8月分からが対象になります。

ただし、事務局への到着が遅れて9月になってしまった場合は、前年の8月分は記載があっても対象外になります。

また、毎月20日までに届いた「医療補助金請求書」については、翌月の20日頃に送金されます。20日以降に届いたものについては、翌々月の20日頃の送金となります。

【② 医療機関への記入の依頼】

病院等においては、文書料が必要になることが多いため、継続して通院される場合は、1年間分をまとめて依頼した方が出費を少なくすることができます。

また、繁忙期の12月から5月を避けての提出にご協力をお願いします。

Q 5 「高額療養費適用所得区分」って何ですか。

【① 高額療養費制度】

同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合に、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、支給される制度です。

この「自己負担限度額」は、対象者の所得に応じて決められていますので、「高額療養費制度」が適用された場合に記入が必要です。

| 高額療養費適用所得区分 | 70歳未満 | 70歳以上 |
|----------------------------|-----------|--------------------|
| ※高額療養費適用の方は、該当するところに○をつける。 | ア・イ・ウ・エ・オ | Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ・一般・非課税Ⅱ・非課税Ⅰ |

普段の「高額療養費制度」が適用されない診療の場合は、空欄のままで構いません。

【② 「適用所得区分」が不明の場合】

保険証発行元にお問い合わせください。

なお、保険証発行元から「健康保険限度額適用認定証」の交付を受けておくと、そこには、「所得区分」が明記されていますし、医療機関窓口の支払い額が、あとでの払い戻し分のない「自己負担限度額」のみとなります。

Q 6 「医療補助金請求書」が手元にほしい時、どうしたらいいですか。

【① 医療補助金請求書の郵送方法など】

退教互事務局あての封筒の表に、「医療補助金請求書送付を希望」と明記の上、返送先の宛名や住所をご記入いただいた「返信用封筒」を入れて送ってください。

A4判3つ折りサイズの長形3号定形封筒に110円切手を貼っていただいた場合は、医療補助金請求書を9枚送付します。

A4判角2サイズの定形外封筒に180円切手を貼っていただいた場合は、19枚送付することができます。

他の方法として、退教互のホームページからダウンロードすることができます。その際には、A4用紙に両面印刷をしてください。

また、平日9時から17時の間に、退教互事務局でもお渡しできます。念のため、開局中か事前に電話で確認の上、お立ち寄りください。

【② 古い医療補助金請求書】

医療補助金請求書は、医療制度の改定や会員の皆様の利便性に合わせて、少しづつ変更しています。古いものでも使用可能ですが、できる限り、新しい請求書の使用をお勧めします。

☆住所や電話番号等に変更があった場合は、事務局までご連絡をお願いします。